

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 「5-AMINOLEVULINIC ACID 窒素安定同位体標準品」 および
「MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST 試験データ」 一式
(リバースオークション対象案件)
- (2) 規格及び数量 詳細は仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 5 年 8 月 31 日
- (4) 納入場所 国立大学法人筑波大学医学系学系棟 871 室

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、下記 URL よりダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、下記ホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

リバースオークションシステム：<https://www.deecorp.co.jp/>

新規会員登録：<https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do>

本件本学担当者：国立大学法人筑波大学財務部契約課

日下（電話番号 029-853-5099）

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

- (1) 提出方法 リバースオークションシステム (<https://www.deecorp.co.jp/>) 上にて提出
- (2) 提出期限 令和 4 年 12 月 9 日 12 時 00 分

4 同等品以上のもので参加する場合の取扱い

同等品以上のもので参加を希望する場合は、仕様書に従い同等品以上であることを証明できる書類等を「リバースオークション入札の注意事項」により提出する必要がある。本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

5 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

リバースオークションシステム：<https://www.deecorp.co.jp/>

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札すること。

7 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 入札保証金及び契約保証金
免除する。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

令和4年11月29日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

本競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加にあたっては、システムの登録手続きが必要となるため、下記ホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

ディーコープ株式会社：<https://www.deecorp.co.jp/>

新規会員登録：<https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do>

※なお、システムの登録手続きは、必要な書類をディーコープ株式会社で受理後、数日を要するので注意すること。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回、競争参加の意思表示を行う必要がある。手順については下記の通りとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目の案件公開は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。1 回目の案件には、入札件名の前に【募集】と表示するので、本競争に参加を希望する者は、後記 7. に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

② 納入できることを証明する書類

(①と②を合わせて以下「競争参加者の確認書類」という。)を、後記 7. に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を表示しなければならない。

ただし、例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合には、

① 競争参加資格の確認のための書類

をシステム上で提出することに加えて、

② 納入できることを証明する書類

③ 提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類

を、後記 7. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合のみ、本競争に参加することができる。その場合、システム上にて「商談開始」の通知を行うので、本競争に参加を希望する者は、「商談開始」通知を受理した場合のみ、2 回目の意思表示を行うことができる。

※注意事項

- ・システム上で、上記の書類を提出するためには、システム上の「見積回答フォーム」より、添付ファイルとして提出しなければならない。この際、システム上、金額を入力しなければならないが、1 回目の案件公開は、金額の提示ではなく、参加の意思表示を行うためのものである。ので、「0円」にて金額を入力すること。なお、1 回目の金額入力後、順位が 1 位となった場合であっても交渉権者とはならないので留意すること。
- ・「商談開始」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には数日から 1 週間程度要する場合も有る。

1.3.2 【2回目】

2回目の案件公開は、1回目の書類提出後、合格となった者のみを対象に行う。2回目の案件には、入札件名の前に【競争】と表示するので、合格となった者は、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・2回目の案件公開では、システム上にて入力された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の添付は不要とする。

2. 入札開始日時 本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時 令和4年12月23日 12時00分

4. 落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

5. いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加者の確認書類を下記の期日までに提出すること。例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

① 競争参加資格の確認のための書類 …システム上にて提出

- ・令和5年度の資格審査結果通知書

（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し

② 納入できることを証明する書類 …システム上にて提出（例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合は紙媒体で提出）

- ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・ 1部
- ・定価（価格）証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・納入実績表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・参考見積書（別紙留意事項を確認のうえ作成）・・・・・・・・ 1部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表 ・・・・・・・・ 1部
- ・外国製品による場合は次の書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

（1）インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）

（2）上記（1）の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

③例示品と同等品以上であることを証明する書類 …紙媒体にて提出

- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ・提案物品すべてのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部

(注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和4年12月9日(金)12時00分

■提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課 日下
電話番号：029-853-5099

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・物品供給契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(様式例：例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合)

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

「5-AMINOLEVULINIC ACID 窒素安定同位体標準品」および
「MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST 試験データ」 一式

2 添付書類

- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または
具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ・提案物品すべてのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・納入実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (1) インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
- (2) 上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を
 設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：

担 当 者 名：

連 絡 先：

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないよう、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないよう仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、1回目の案件公開で見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、2回目に案件公開する入札に必ず参加していただくようお願いいたします。（※注）1回目の案件公開で合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態もあり得ることから、上記と同様に本学に対する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる事案となり得ることも併せて認識願います。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社が提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

仕 様 書

1. 調達物品名 「5-AMINOLEVULINIC ACID窒素安定同位体標準品」
および
「MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST試験データ」
一式
2. 規格および数量 詳細別紙のとおり
3. 納入期限 令和 5年 8月 31日
4. 納入場所 国立大学法人筑波大学医学系学系棟871室
5. 支払い 検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. その他
 - (1) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。
 - (2) その他詳細については、本学教員の指示によるものとする。

1. 調達物品の規格および数量等

「5-AMINOLEVULINIC ACID窒素安定同位体標準品」

および

「MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST試験データ」 一式

米国 Cambridge Isotope Laboratories, Inc.製

(詳細は内訳書のとおり)

上記例示品または同等品以上

2. 同等品以上のものに参加する場合

同等品以上のものに参加を希望する者は、予め同等品以上であることを証明できる書類を令和4年12月9日(金)12時00までに提出し、本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

3. 導入目的

筑波大学松井研究室では、患者に5-AMINOLEVULINIC ACID窒素安定同位体標準品を服用せしめ、患者検体での共鳴核反応の有無を検討する。本調達は、この分析を実施するために必要な、「5-AMINOLEVULINIC ACID窒素安定同位体標準品」および「MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST試験データ」を購入するものである。

4. 性能、機能に関する要件

- ① 「5-AMINOLEVULINIC ACID窒素安定同位体標準品」については、以下の条件を満たす必要がある。

調達物1)

- a 化合物名: 5-AMINOLEVULINIC ACID
- b 安定同位体標識: ^{15}N
- c 安定同位体純度: 98%以上
- d 数量: 1.5g×10個 プラスチックチューブ等へ分包されていること
- e 製造元が規格製品として製造している製品に限る。
- f MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TESTを実施した製品、ロットであること。

- ② 不純物に含まれる有害物質を評価するため、2)の

MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST試験データを同時に納入すること。

調達物2)： MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST 試験データ

当該データは、以下の内容を含むものと定義する。

- a 以下の不純物が検出・同定された場合、その情報
(黄色ブドウ球菌、緑膿菌、大腸菌、サルモネラ属菌、好気性菌、
酵母、糸状菌、菌体内毒素、元素不純物)
- b 上記の不純物が検出・同定された場合、その試験方法、カットオフ値
- c 構造式、立体化学的詳細、分子式
- d 構造式及び化学純度確認時のデータ
- e 融解点、pH、施光(文献または測定値)
- f 合成ルート概要、溶媒情報
- g 米国薬局方(USP)または欧州薬局方(EP)規定に準拠した試験データ
- h 残留溶媒情報
- i 安定性に関する情報

内 訳 書

品 名	規 格	製造会社	数量
「5-AMINOLEVULINIC ACID 窒素安定同位体標準品」 および 「MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST 試験データ」		米国 Cambridge Isotope Laboratories, Inc.製	1式
(構成内訳)			
5-AMINOLEVULINIC ACID:HCL (15N, 98%+)1.5g	NLM-1327-MPT-PK		10 本
ENHANCED TECHNICAL DATA PACKAGE FOR NLM-1327			1式

※上記例示品または同等品以上

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示 「5-AMINOLEVULINIC ACID 窒素安定同位体標準品」および
「MICROBIOLOGICAL/PYROGEN TEST 試験データ」 一式（詳細は別紙のとおり）

代 金 額 金 円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也（消費税法第28条第1項及び第
29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に1
10分の10を乗じて得た額である。）

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 奈良 哲（以下「甲」という。）と 供
給者 （以下「乙」という。）との間において上記物品
（以下「物品」という。）について、上記の代金額で、次の条項により供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。
- 第2条 物品は、国立大学法人筑波大学医学系学系棟871室に納入するものとする。
- 第3条 物品の納入期限は、令和5年8月31日とする。
- 第4条 納品書（給付完了の通知）は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。
- 第5条 代金は1回に支払うものとし、検査終了後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内
に支払うものとする。
- 第6条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。
- 第7条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契
約不適合」という。）であるときは、乙に対し、その物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引
渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。
- 2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通
知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠
償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。
- 第8条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意または重大な過失により物品の供給が著しく遅延す
るおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は
契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 第9条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物
品供給契約基準によるものとする。
- 第10条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。
- 第11条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとす
る。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議し
て定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

乙 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】

品名	メーカー	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)
		小計			
		消費税及び地 方消費税額			
		合計			